

第 6 章 子どもの貧困に関する取り組み



第6章 子どもの貧困に関する取り組み

1 子どもの貧困に関する現状

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本市の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本市の子どもとその保護者に向けた取り組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

長崎県が平成30年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の南島原市の回答者の調査結果をもとに、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています。

■調査期間：平成30年11月22日～平成30年12月5日

■調査対象者

		配布数（件）	回答数（件）	回答率
小学5年生	保護者	4,665	4,496	96.4%
	子ども	4,665	4,504	96.5%
中学2年生	保護者	4,664	4,443	95.3%
	子ども	4,664	4,447	95.3%
全体		18,658	17,890	95.9%



①相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入（貧困線）を設定しています。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

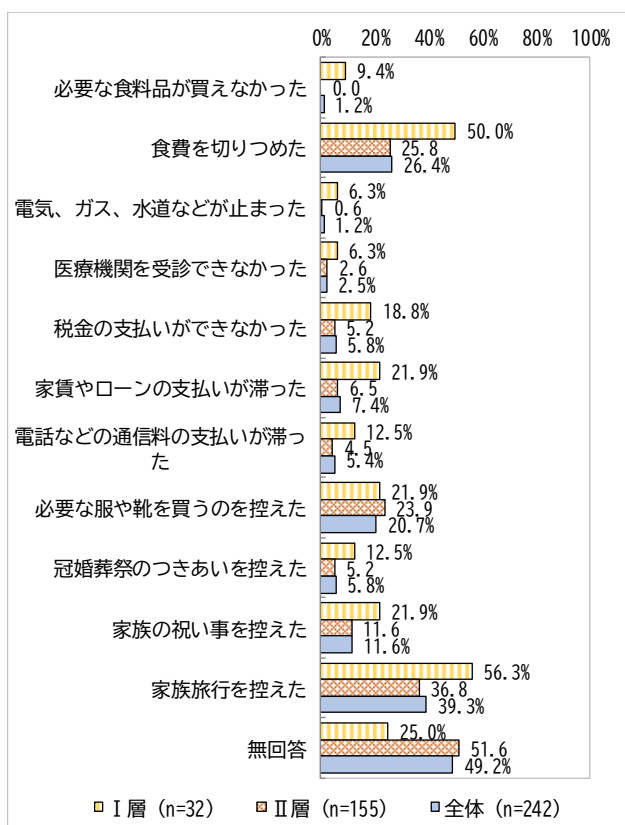
算出の結果、長崎県の貧困線は97.2万円となっており、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数396件のうち65件で、回答者全体に占める割合は16.4%となっています。

【相対的貧困世帯の状況（全体）】

	回答数	I 層	II 層	今回の調査による貧困率
長崎県全体	7,662	860	6,802	11.2%
南島原市	396	65	331	16.4%

②調査結果の内容（抜粋）

■経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。（保護者回答）

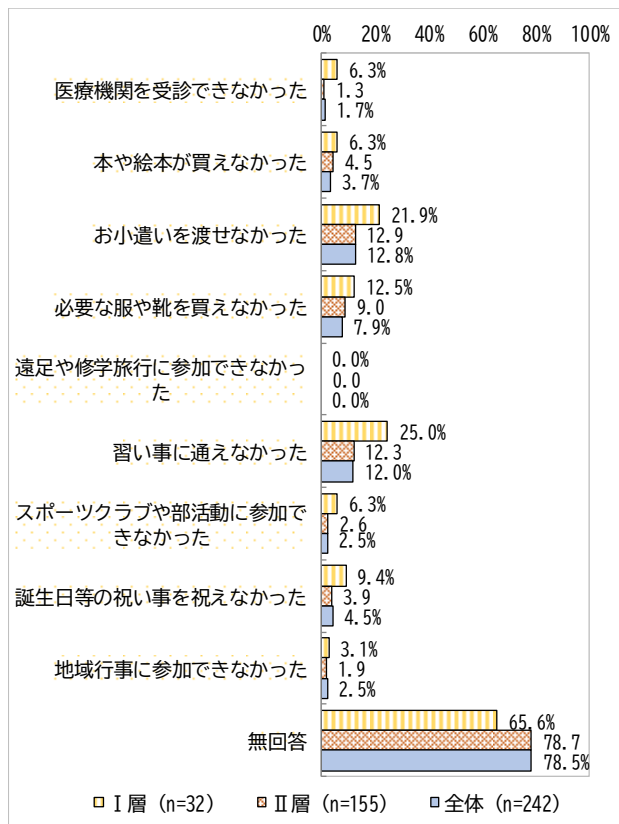


多くの項目で、I 層とII 層の回答結果に大きな差が生じています。

「食費を切りつめた」（I 層：50.0% II 層：25.8%）、「税金の支払いができなかった」（I 層：18.8% II 層：5.2%）、「家賃やローンの支払いが滞った」（I 層：21.9% II 層：6.5%）、「電話などの通信料の支払いが滞った」（I 層：12.5% II 層：4.5%）といった項目においても回答の割合の差は大きく、経済的な困難が、衣食住を中心とした生活の基盤を成す部分に大きく影響していることが分かります。



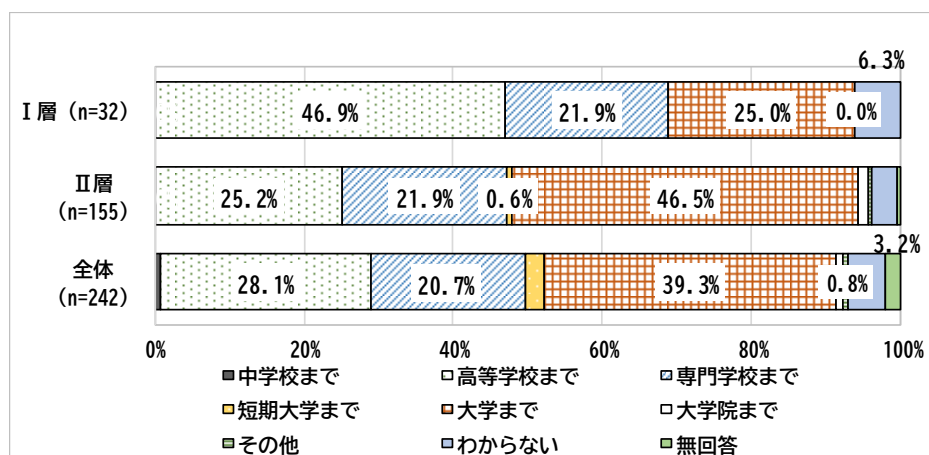
■経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「医療機関を受診できなかった」(I層：6.3% II層：1.3%)、「お小遣いを渡せなかった」(I層：21.9% II層：12.9%)、「習い事に通えなかった」(I層：25.0% II層：12.3%)といった項目において回答の割合に差が見られます。経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、「習い事に通えなかった」など、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

■お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか(保護者回答)

II層と比較してI層では「高等学校」(I層：46.9% II層：25.2%)の割合が高くなっています。反面、「大学」(I層：25.0% II層：46.5%)の割合は低くなっており、知識・教養を身に付けることよりも、出来るだけ早く社会人となることを希望していることが考えられます。





2 取り組みの方向性

(1) 将来像

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。





(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないよう、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。



3 取り組みの内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム※₁と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

①学校教育の充実

施 策	内 容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めます。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付けさせる学習に取り組めます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会の提供に努めます。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施 策	内 容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー※ ₂ やスクールソーシャルワーカー※ ₃ 等の専門職の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、こども未来課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

※₁ プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

※₂ スクールカウンセラー（SC）：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が就く。

※₃ スクールソーシャルワーカー（SSW）：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。



③地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	内 容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

④就学前教育・保育の充実

施 策	内 容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組めます。

⑤就学支援の充実

施 策	内 容
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報紙やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組めます。



(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

①子どもたちの居場所づくり

施 策	内 容
放課後児童クラブの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
多世代交流の推進 【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

②子どもの健康・生活への支援

施 策	内 容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。
すくすく赤ちゃん支援事業	乳幼児を養育している家庭に対し、おむつ等の購入を助成することで、子育ての経済的負担の軽減を目指して安心して子どもを生み育てる環境づくりを行います。



施 策	内 容
乳幼児医療費支援事業	乳幼児にかかる医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図る。
こども医療支援事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学生から高校生世代の子どもにかかる医療費の一部を助成する。

③子どもの将来に向けた支援の充実

施 策	内 容
キャリア教育に関する学習 【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付けさせる学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。
奨学資金貸付事業	南島原市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で就学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成する

④保護者の就労支援

施 策	内 容
生活自立相談支援センターにおける就労支援	生活困窮者などに対し、生活支援と併せて本人の状況に応じた就労支援を行います。ハローワークと連携しながら、履歴書作成指導や面接対策、就労後のフォローアップなども行います。
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。



施 策	内 容
高等職業訓練促進給付金事業	生活費の負担を軽減するため、養成機関で修業する期間（上限 4 年）に対し高等職業訓練促進給付金を支給します。
教育訓練給付金事業	自立に向けた支援のため、指定の職業訓練講座を受講する場合の 6 割に相当する額を助成します。

⑤保護者の健康支援

施 策	内 容
保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。

⑥暮らしへの支援

施 策	内 容
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	こども未来課、南島原市社会福祉協議会等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。
市民相談事業	市民生活に関わる市民のさまざまな悩みを解決するため、市民相談センターにて相談を受付けます。また、専門家による相談会を実施します。
心配ごと相談所設置事業	日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行うため、市社会福祉協議会に委託し、南島原市心配ごと相談所を設置しています。
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対して低額な料金で居宅その他の設備を提供します。
母子福祉事業（ひとり親家庭生活支援事業委託）	ひとり親家庭等に対し、生活指導に関する講習会・相談、地域での生活等を支援します。



(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

①生活を支える経済的な支援

施 策	内 容
生活に困窮している世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し必要な貸付をあっせんする支援を行います。また、行政窓口に同行し、給付制度の利用や税金、公共料金の負担軽減などの支援を行います。
母子家庭等児童助成事業	母子家庭等の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭（母子及び父子）の児童の保育料を助成します。
結婚新生活支援事業	低所得者の若年層を対象に、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進するため、1世帯あたり30万円を上限に補助します。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、ひとり親等へ手当を支給します。
保育料軽減事業 （すこやか子育て支援事業）	多子世帯の経済的負担を軽減するため、2子目以降の保育料を全額免除します。
ひとり親家庭等医療費支援事業	経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等にかかる医療費の一部を助成します。
生活保護費	生活保護法に基づき、経済的に困窮する方に対し、最低限度の生活を保障するため生活保護費（扶助費）を支給します。



(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

①相談体制の整備・充実

施 策	内 容
総合的な児童虐待防止の推進	南島原市こども未来課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、南島原市要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問等を実施するほか、養育支援訪問事業等を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。